

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第三章 短時間労働者の均等待遇の確保等に関する措置等</p> <p>第一節 均等待遇の確保等に関する措置（第五条の二 第十条の二）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、通常の労働者との均等な待遇の確保並びに適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（事業主等の責務）</p>	<p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</p> <p>第一節 雇用管理の改善等に関する措置（第六条 第十条）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生 of 充実その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（事業主等の責務）</p>

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、通常の労働者との均等な待遇の確保（同様の労働に対しては同等の待遇を確保すべきとの観点から、短時間労働者の就業の実態に応じ、賃金の支払等につき、通常の労働者とできる限り同等の待遇を確保することをいう。）並びに適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善（以下「均等待遇の確保等」という。）を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう努めるものとする。

2 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の均等待遇の確保等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、短時間労働者の均等待遇の確保等について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の均等待遇の確保等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善（以下「雇用管理の改善等」という。）を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう努めるものとする。

2 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進

するように努めるものとする。

2 (略)

第五条 厚生労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者の均等待遇の確保等の促進、職業能力の開発及び向上に関する施策の基本となるべき方針(以下この条において「短時間労働者対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 短時間労働者対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 短時間労働者の均等待遇の確保等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 (略)

3 6 (略)

第三章 短時間労働者の均等待遇の確保等に関する措置等

第一節 均等待遇の確保等に関する措置

(差別的取扱いの禁止)

第五条の二 事業主は、賃金その他の労働条件について、労働者が

するように努めるものとする。

2 (略)

第五条 厚生労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上に関する施策の基本となるべき方針(以下この条において「短時間労働者対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 短時間労働者対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 (略)

3 6 (略)

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置

短時間労働者であることを理由として、通常の労働者と差別的取扱いをしてはならない。

(労働条件に関する文書の交付)

第六条 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働時間その他の労働条件に関する事項（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものを明らかにした文書を交付しなければならない。

(所定労働時間を超える労働及び所定労働日以外の日の労働の制限)

第六条の二 事業主は、短時間労働者に、所定労働時間を超えて労働させ、又は所定労働日以外の日に労働させてはならない。

2 事業主は、当該事業所に、短時間労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、短時間労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては短時間労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを厚生労働大臣に届け出た場合においては、前項の規定にかかわらず、その協定で定めるところによって、短時間労働者に、所定労働時間を超え、

(労働条件に関する文書の交付)

第六条 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働時間その他の労働条件に関する事項（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項を除く。）を明らかにした文書を交付するように努めるものとする。

労働基準法第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「法定労働時間」という。）を超えない範囲内において労働させ、又は所定労働日以外の日であつて同法第三十五条の休日でない日に労働させることができる。

3 事業主は、災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、その必要の限度において、短時間労働者に、所定労働時間を超え、法定労働時間を超えない範囲内において労働させ、又は所定労働日以外の日であつて労働基準法第三十五条の休日でない日に労働させることができる。

4 労働基準法第三十三条第一項又は第三十六条第一項の規定により、法定労働時間を延長し、又は同法第三十五条の休日に労働させる場合における当該延長する法定労働時間及び当該休日の労働については、第一項の規定は適用しない。

（就業規則の作成の手続）

第七条 常時十人以上の労働者を雇用する事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、当該事業所において雇用する短時間労働者の過半数を代表するものとして厚生労働省令で定めるものの意見を聴かなければならない。

（就業規則の作成の手続）

第七条 事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、当該事業所において雇用する短時間労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くように努めるものとする。

2| 前項の事業主は、短時間労働者に係る事項について作成し、又は変更した就業規則を労働基準法第八十九条の規定により届け出るときは、同項の意見を記した書面を添付しなければならない。

3| 第一項の事業主以外の事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、同項の厚生労働省令で定めるものの意見を聴くように努めるものとする。

(通常の労働者への応募の機会の付与等)

第七条の二 事業主は、通常の労働者を募集し、又は採用しようとするときは、現に雇用する同種の業務に従事する短時間労働者であつて通常の労働者として雇用されることを希望するものに対し、応募の機会を優先的に与える等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(指針)

第八条 厚生労働大臣は、第五条の二から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置その他の第三条第一項の事業主が講ずべき均等待遇の確保等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

2 (略)

第八条 厚生労働大臣は、前二条に定めるもののほか、第三条第一項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

(指針)

2 (略)

(均等待遇等推進者)

第九条 事業主は、常時厚生労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の均等待遇の確保等に関する事項に係る業務を担当させるため、均等待遇等推進者を選任するように努めるものとする。

(苦情の自主的解決)

第九条の二 事業主は、第三条第一項の事業主が講ずべき均等待遇の確保等のための措置に関し、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十条 厚生労働大臣は、短時間労働者の均等待遇の確保等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(短時間雇用管理者)

第九条 事業主は、常時厚生労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十条 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第十条の二 第六条の二第二項及び前条に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(指定等)

第十三条 厚生労働大臣は、短時間労働者の均等待遇の確保等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十五条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 (略)

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、短時間労働者の均等待遇の確保等その他その福祉の増進に資すると認められること。

2| 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(指定等)

第十三条 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十五条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 (略)

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、短時間労働者の雇用管理の改善等その他その福祉の増進に資すると認められること。

2\4 (略)

(業務)

第十五条 短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 事業主その他の関係者に対して、短時間労働者の均等待遇の確保等に関する講習等を行うこと。

三・四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の均等待遇の確保等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十九条の労働福祉事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

2\4 (略)

(業務)

第十五条 短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 事業主その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習等を行うこと。

三・四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十九条の労働福祉事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

<p>一 (略)</p> <p>二 短時間労働者の均等待遇の確保等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 均等待遇等推進者その他短時間労働者の均等待遇の確保等に関する事項に係る業務を担当する者に対する研修を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の均等待遇の確保等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(均等待遇の確保等の研究等)</p> <p>第三十一条 厚生労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた均等待遇の確保等に関する措置その他短時間労働者の均等待遇の確保等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者に対する研修を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(雇用管理の改善等の研究等)</p> <p>第三十一条 厚生労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた雇用管理の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。</p>
--	---